

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

役員退職手当規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日 18 規程第 31 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「産技研」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当について必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第 2 項（同項第一号を除く。）及び第 3 項の規定に該当し解任された場合には退職手当は支給しない。

2 退職手当は、役員が退職し、又は解任された日から起算して 1 月以内に支払う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合、その他次の各号に掲げる特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 死亡等による予期し得ない退職で、事前に退職手当の支給手続を行うことができなかったため、退職手当の支給手続に相当な時間を要する場合

二 債権差押命令等に伴う権利関係の確認又は支給手続に相当な時間を要す

る場合

三 その他退職手当の支給に必要な書類が整わない等、支給手続を進めることに支障がある場合

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条 前条第 1 項に定める遺族の範囲及び順位等については、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員退職手当規程(18 規程第 10 号。以下「職員退職手当規程」という。) 第 12 条及び第 13 条の規定を準用する。

(退職手当の支給額)

第 4 条 退職し、又は解任された者に対して支給する退職手当の額は、当該職への就任後、退職又は解任の日までに支給された年俸の総額を第 5 条に定める役員として引き続いた在職期間(当該期間に 1 月未満の端日数がある場合には、これを切り捨てる。) の月数で除した額に、その者の在職期間 1 年につき 100 分の 100 の割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、異なる役職の役員に引き続いて在職した場合は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。) の年俸の総額を役職別期間の月数で除した額に、役職別期間 1 年につき 100 分の 100 の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職手当算定基礎額に 10 を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該退職手当算定基礎額に 10 を乗じて得た額をもってその者に対して支給する退職手当の額とする。

- 3 前2項の規定による退職手当の額は、その者の業務実績に応じこれを増額し、又は減額した額とすることができる。

(勤続期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、役員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職し、又は解任された日の属する月までの月数による。

- 3 役職別期間がある場合において、役職別期間が同一の月で重複している場合は、端数の少ない在職期間から1月を減じるものとし、端数が同じ場合は後の在職期間から1月減じるものとする。

- 4 役員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び役員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6月以上の端月数はこれを1年とし、6月未満の端月数はこれを切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第6条 懲戒解雇処分等を受けた役員に対する退職手当の支給制限については、職員退職手当規程第11条の規定を準用する。

(退職手当の返納)

第7条 退職手当の返納の取扱いについては、職員退職手当規程第14条の規定を準用する。

(退職手当の特例)

第8条 第5条第1項に定める在職期間には、東京都の職員から産技研の要請に応じて、引き続いて役員となった者の東京都の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に定める独立行政法人をいう。）、地方公共団体、産技研以外の地方独立行政法人又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に定める公庫等のうち、理事長が指定するもの（以下「国等」という。）に雇用される者が、産技研の要請に応じて、引き続いて産技研の役員となるために退職し、かつ、産技研の役員として在職した後、引き続いて再び国等の職員となった場合、その者の産技研の役員としての在職期間が当該国等の退職手当の算定に係る在職期間に通算されることとされたときは、この規程による退職手当は支給しない。

3 役員のうち、役員となった日以前に東京都の職員（職員の退職手当に関する条例（昭和31年東京都条例第65号）の適用を受ける者、東京都公営企業の管理者の給料等に関する条例（昭和45年東京都条例第73号）の適用を受ける者及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年東京都条例第19号）の適用を受ける者をいう。）として在職し、同条例の規定により退職手当の支給を受けている者は、この規程による退職手当は、支給しない。

4 役員のうち、東京都の職員から産技研の要請に応じて、引き続いて役員となるために東京都を退職をし、かつ、引き続いて役員として在職した者が、やむを得ない事由により退職した場合の退職手当の額については、この規程

の規定にかかわらず、当該退職の日に東京都の職員に復帰し、東京都の職員として退職した場合における算定方法を勘案して定めることができる。

(口座振替による支払)

第9条 退職手当は、その全額を通貨で支払うものとする。ただし、受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

(施行に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項については、職員の例に準じる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。